

# 附 属 資 料

## 目 次

### 資 料

資料 1 . 豊浦町防災会議条例 .....	資 1
資料 2 . 豊浦町防災会議委員名簿 .....	資 3
資料 3 . 豊浦町津波ハザードマップ .....	資 4
資料 4 . 協定書関係一覧 .....	資 8
資料 5 . 北海道広域消防相互応援協定 .....	資 9
資料 6 . 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 .....	資 13
資料 7 . 有珠山防災協定 .....	資 17
資料 8 . 豊浦町の公共施設における災害時の協力体制に関する協定 .....	資 22
資料 9 . 「有珠山火山防災に係る情報共有化」監視機器の維持管理等に関する協定 ..	資 24
資料 10 . 災害発生時における豊浦町内郵便局と豊浦町の協力に関する協定 .....	資 26
資料 11 . 防災情報の共有に係る協定 .....	資 28
資料 12 . 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定 .....	資 30
資料 13 . LP ガスに関する災害協定 .....	資 32
資料 14 . 6 市町防災協定 .....	資 34
資料 15 . 災害時協力協定 .....	資 38
資料 16 . 災害時の連携に係る協定 .....	資 40
資料 17 . 災害時における燃料の供給及び施設の利用等の協力に関する協定 .....	資 42
資料 18 . 災害時における一時避難所等施設利用に関する協定 .....	資 45
資料 19 . 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 .....	資 47
資料 20 . 町の消防施設と車両等 .....	資 49
資料 21 . 豊浦町雪害対策要綱 .....	資 50
資料 22 . 避難所等一覧 .....	資 52
資料 23 . 食料品・資材等の購入先一覧 .....	資 54
資料 24 . 豊浦町災害対策本部条例 .....	資 55
資料 25 . 住民組織の名称及び連絡系統 .....	資 56
資料 26 . 地区情報連絡責任者一覧表 .....	資 57
資料 27 . 災害情報等報告取扱要領 .....	資 58
資料 28 . 被害判断基準 .....	資 60
資料 29 . 町内水道施設及び給水用資機材 .....	資 64
資料 30 . 炊き出し施設 .....	資 64
資料 31 . 生活必需品調達先 .....	資 64
資料 32 . 車両等一覧 .....	資 65
資料 33 . 学校の現況 .....	資 67
資料 34 . 有珠山の噴火史 .....	資 68
資料 35 . 北海道駒ヶ岳の噴火史 .....	資 69

資料 36 . 豊浦町災害弔慰金の支給等に関する条例 .....	資 70
資料 37 . 豊浦町災害見舞金支給要綱 .....	資 74
資料 38 . 災害危険区域及び整備計画 .....	資 75
資料 39 . 主要事業所等危険物貯蔵庫 .....	資 95

## 様 式

様式 1 . 火山情報及び気象予警報等受理票 .....	様 1
様式 2 . 避難者カード .....	様 2
様式 3 . 避難者名簿 .....	様 3
様式 4 . 災害情報報告書 .....	様 4
様式 5 . 世帯構成員別被害状況 .....	様 8
様式 6 . 物資購入（配分）計画書 .....	様 9
様式 7 . 物資受払簿 .....	様 10
様式 8 . 物資給与及び受領簿 .....	様 11
様式 9 . 自衛隊災害派遣要請依頼 .....	様 12
様式 10 . 自衛隊災害派遣撤収要請依頼 .....	様 13

## 資料 1 . 豊浦町防災会議条例

昭和 37 年 11 月 1 日

条 例 第 20 号

### (目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 5 項の規定に基づき、豊浦町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を司る。

- (1)豊浦町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2)町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3)前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4)前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

### (会長及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員を以て組織する。

- 2 会長は町長を以て充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者を以て充てる。
  - (1)指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2)北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3)北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4)町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5)教育長
  - (6)西胆振消防組合消防署豊浦支署長及び豊浦消防団長
  - (7)指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8)自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。但し補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(その他)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年1月19日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月17日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月19日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 . 豊浦町防災会議委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備考
室蘭開発建設部有珠復旧事務所	所 長		1号委員
室蘭地方气象台	次 長		1号委員
胆振総合振興局地域政策部地域政策課	主 幹		2号委員
胆振総合振興局保健環境部保健行政室	室 長		2号委員
胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所	所 長		2号委員
札幌方面伊達警察署	署 長		3号委員
豊浦町	町 長		会 長
豊浦町	副町長		4号委員
豊浦町総務課	課 長		4号委員
豊浦町企画調整課	課 長		4号委員
豊浦町教育委員会	教育長		5号委員
西胆振消防組合伊達消防署豊浦支署	支署長		6号委員
西胆振消防組合豊浦消防団	団 長		6号委員
北海道旅客鉄道株式会社室蘭保線所	所 長		7号委員
東日本電信電話株式会社北海道支店 設備部 災害対策室	室 長		7号委員
北海道電力株式会社室蘭支店	支店長		7号委員
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者			8号委員

### 資料 3 . 豊浦町津波ハザードマップ

- (1) 本町地区
- (2) 大岸地区
- (3) 礼文華地区